

## ウクライナ避難民の各務原市営住宅の一時使用に関する要綱

(令和4年4月5日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、ウクライナからの避難民受け入れに伴う公営住宅への入居について(令和4年4月4日付け国住備第3号国土交通省住宅局長通知)に基づき、ウクライナからの避難民(以下「避難民」という。)に対し住宅の早急な確保を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定による目的外使用により避難民が各務原市営住宅を一時的に使用すること(以下「一時使用」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 一時使用は、次の各号のいずれかに該当する者(各務原市暴力団排除条例(平成24年条例第2号)第2条第2号に規定する暴力団員である者を除く。)を対象とする。

- (1) 日本国領事官等が発給した査証にUKR又はUKR-Sと表示がある者
- (2) 出入国在留管理庁長官が発行したウクライナ避難民であることの証明書により避難民であると確認された者
- (3) 入国審査官により、旅券の上陸許可証印の下にウクライナ避難民のスタンプを押印された者
- (4) 出入国在留管理庁出入国管理課に照会し、避難民であると確認された者
- (5) 特別な事情があると市長が認めた者(中部地方整備局長の承認を得た場合に限る。)

(一時使用の期間等)

第3条 一時使用の期間は、原則として一時使用を許可した日から起算して1年以内とする。

- 2 一時使用の使用料及び敷金は、免除とする。
- 3 一時使用の連帯保証人は、不要とする。

(一時使用の申請)

第4条 一時使用の許可を受けようとする者(次条において「申請者」という。)は、各務原市営住宅一時使用許可申請書(避難民用)(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 一時使用する者全ての旅券、査証その他の避難民であることを証する書類の写し

(2) 誓約書（様式第2号）

(3) その他市長が必要と認める書類

（一時使用の許可）

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、一時使用の許可をしたときは、各務原市営住宅一時使用許可書（避難民用）（様式第3号）を申請者に交付するものとする。

2 市長は、前項の規定による許可をするときは、必要な条件を付することができる。

（準用）

第6条 各務原市営住宅条例（昭和44年条例第16号）第20条から第22条まで、第23条第1項及び第2項、第24条、第25条並びに第32条から第34条までの規定は、一時使用について準用する。この場合において、同条中「第1項の各号のいずれか」とあるのは、「第1項第1号、第3号又は第4号」と読み替えるものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月5日から施行する。

附 則（令和5年10月23日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

各務原市営住宅一時使用許可申請書（避難民用）

年 月 日

（宛先）各務原市長

申請者 氏名

住所

電話（ ） — （自宅）

（ ） — （携帯電話）

（ ） — （勤務先）

（ ） — （本人以外）

（申請者との関係及び氏名： ）

（昼間に確実に連絡の取れる電話番号とし、全ての記載を要しない。）

次のとおり市営住宅の一時使用の許可を受けたいので申請します。

希望住宅	旭ヶ丘（2K） ・ 雄飛ヶ丘第1（2K） ・ 雄飛ヶ丘第2（2DK・3DK）		
使用期間	年 月 日 から 年 月 日まで		
同居する世帯員	氏名	続柄	備考 (高齢者、障がい者等の特記事項があれば記入してください。)

\*添付書類

- (1) 一時使用する者全ての旅券、査証その他の避難民であることを証する書類の写し
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第4条関係）

誓 約 書

（宛先）各務原市長

私は、一時使用を許可される市営住宅につきまして、許可条件を遵守して使用することをここに誓います。

年 月 日

住 所

氏 名

（自署）

年 月 日

様

各務原市長

印

各務原市営住宅一時使用許可書（避難民用）

年 月 日付けで申請のあった市営住宅の使用については、次のとおり許可します。

住宅の所在地	
住宅名・部屋番号	住宅 棟 号
使用期間	年 月 日 から 年 月 日まで
使用時の家賃	免 除
敷金	免 除
同居人	人

許可条件

- 1 使用者は、次に掲げることをしてはならない。
  - (1) 市営住宅及びその周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為
  - (2) 市営住宅を他の者に貸し、又はその使用の権利を他の者に譲渡すること。
  - (3) 使用の許可を受けた同居人以外の者を同居させること（当該者を同居させることについて、市長の承認を得た場合を除く。）。
  - (4) 市営住宅を住宅以外の用途に使用すること（当該市営住宅の一部を住宅以外の用途に併用することについて、市長の承認を得た場合を除く。）。
  - (5) 市営住宅を模様替えし、又は増築すること（原状回復が容易であって、使用者が当該市営住宅を明け渡す際にその負担において原状回復を行う場合を除く。）。
- 2 使用者の責に帰すべき事由により、市営住宅又は地区施設が滅失し、又は毀損したときは、使用者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。
- 3 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市営住宅を明け渡さなければならない。
  - (1) 不正の行為によって使用したとき。
  - (2) 使用期間を経過したとき。
  - (3) 市営住宅又は地区施設を故意に毀損したとき。
  - (4) 1に記載した事項に違反したとき。
  - (5) 正当な理由によらないで30日以上市営住宅を使用しないとき。
  - (6) 使用者又は同居人が暴力団員であることが判明したとき。

- 4 使用者は、次に掲げる費用を負担しなければならない。
  - (1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料(共用部分の使用料を含む。)
  - (2) 汚物及びごみの処理に要する費用
  - (3) 地区施設の管理に要する費用
  - (4) 天災その他やむを得ない理由による場合を除き、破損し、又は汚損した建具、ガラス、畳表、給水栓等の取替え又は修繕に要する費用
  - (5) その他市営住宅の使用上当然使用者が負担しなければならない費用
- 5 使用者は、市営住宅を明け渡そうとするときは、速やかに、その旨を市長又は市営住宅監理員に届け出て、その検査を受けなければならない。